

奈良市公報

第 3 6 2 号

(平成30年8月後半分)

平成30年9月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目 次

規 則

- 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則……………2

告 示

- 差押調書等の公示送達……………4
- 放置自転車等の保管……………4
- 差押調書の公示送達……………5
- 奈良市国民健康保険料督促状の公示送達……………5
- 放置自転車等の保管……………5
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 道路の区域変更（2件）……………6
- 道路の供用開始……………7
- 奈良市議会定例会の招集……………7
- 指定管理者の公募……………7
- 放置自転車等の保管……………8
- 平成27年奈良市告示第210号（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定）の全部改正……………8
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………12
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………13
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………13
- 近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙期日……………13
- 歴史的風致形成建造物の指定……………13

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………13

公 営 企 業

- 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正……………14
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………14

教 育 委 員 会

- 指定管理者の公募……………14

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿の登録日の変更……………15

規 則

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第38号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第10項を第12項とし、同表備考第9項中「第6項及び第7項」を「第8項及び第9項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考中第8項を第10項とし、第4項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 この表における所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、前年度（4月分から8月分までの利用者負担額の算定に当たっては前々年度）の1月1日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同日における指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

5 この表における所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子

であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則別表の規定は、平成30年9月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月分までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(平成30年8月31日揭示済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第39号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地地区画整理事業保留地処分規則（平成元年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第32条ただし書中「市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは」を「あらかじめ市長の承認を受けたときは」に改める。

別記第5号様式中「 年 月 日まで」を「当該通知を受けた日から5日以内」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第22条関係）

<p>奈良市施行大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 事業施行者奈良市（以下「売出人」という。）と （以下「買受人」という。）と （以下「法」という。）第96条第2項の 規定により生じた保留地の売渡しのついて、次の条項により売買契約を締結する。 (契約履行の原則)</p> <p>第1条 売出人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。 (売買物件及び代金)</p> <p>第2条 売出人は、末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）を買受人に売り渡すものとし、その売買代金は、金 円とする。 (契約保証金)</p> <p>第3条 買受人は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を売出人の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>2 前項の契約保証金には、利息を付さない。</p> <p>3 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、買受人の請求により第1項に定める契約保証金を還付するものとする。</p> <p>4 売出人が、第12条第1項の規定により本契約を解除したときは、第1項の規定により納入された契約保証金は、売出人に帰属する。 (売買代金の納付等)</p> <p>第4条 買受人は、第2条の売買代金を 年 月 日までに売出人に納付しなければならない。</p> <p>2 買受人は、前項の期限までに売買代金を納付しなかつたときは、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地地区画整理事業保留地処分規則（平成元年奈良市規則第41号。以下「規則」という。）の定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、売買代金（既納額を除く。）につき年10.75パーセントの割合で計算して得た金額を延滞金として売出人に納付しなければならない。この場合において、当該延滞金の額が100円未満であるときは又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前条第1項の契約保証金は、売買代金（延滞金を含む。）に充当することができる。 (引渡し等)</p> <p>第5条 売出人は、買受人が売買代金を完納したときは、遅滞なく本件土地の受領書を徴して買受人に引き渡すものとする。</p> <p>2 買受人は、前項により本件土地の引渡しを受けたとき、又は売出人の承認を受けたときは、当該土地を使用し、収益することができる。 (売買代金の清算)</p> <p>第6条 本件土地について、確定測量により地積に増減があつたときは、その増減した地積</p>	<p>保留地売買契約書 土地地区画整理</p>
--	-----------------------------

に応じ第2条の売買代金を末尾記載の地積で除して得た単価により算出した金額をもって清算するものとする。ただし、0.1平方メートル以下については、清算を行わない。

(事業費用)

第7条 売払人は、本件土地に土地区画整理事業に要する費用は、賦課しないものとする。
(所有権移転の時期等)

第8条 本件土地の所有権移転の時期は、法第103条第4項に規定する換地処分公告の日翌日とする。ただし、売買代金が完納されていないものについては、売買代金が完納された日とする。

2 本件土地の所有権移転登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、売払人が行うものとし、登記に要する諸費用は、買受人の負担とする。
(権利の譲渡禁止)

第9条 買受人は、本件土地の所有権移転登記が完了するまでの間は、本契約に係る権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、売払人があらかじめ承認したときは、この限りでない。

(危険負担)

第10条 本契約締結後、本件土地が売払人及び買受人の責めに帰ることができない理由により消失し、又は毀損した場合は、その損失は、引渡日の前日までは売払人の負担とし、引渡日以降は買受人の負担とする。
(担保責任)

第11条 買受人は、本契約締結後本件土地に数量の不足又は瑕疵のあることを発見しても、売払人に対し売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
(契約の解除)

第12条 買受人が規則に違反したとき又は本契約を履行しないときは、売払人は、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、買受人は、本件土地を原状に回復して売払人に返還しなければならないものとする。

3 前項の規定により本件土地の返還があった後、売払人は買受人が支払った売買代金を返還するものとする。

4 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

5 本契約を解除することにより買受人が損失を受けても、売払人は、その責めを負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 売払人は、買受人が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 買受人が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を売払人に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、買受人がこれにより被る損害については、売払人は、その責めを負わない。

(費用の負担)

第14条 本契約に要する費用は、買受人の負担とする。

(裁判管轄)

第15条 本契約に係る一切の紛争については、売払人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 本契約に関し疑義が生じたとき及び本契約に定めのない事項については、規則で定めるところによるほか、両者協議の上、決定するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

売払人

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)
土地区画整理事業施行者
奈良市

買受人

代表者 奈良市長 氏 名 〇
(住所)
(氏名) 〇

土地の表示

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 画地
土地区画整理事業施行区域内 街区

【地積】 平方メートル

備考
1 売買代金を分割納付させる場合は、第4条を次のとおりとする。

(売買代金の納付等)

第4条 買受人は、第2条の売買代金について、年7.3パーセントの利息(当該利息に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を付し、次の表に定めるところにより、売払人に納付しなければならない。

区分	分割代金の利息	合計額	納付期限	利息計算期間
第1回	円	円	年月日	年月日から年月日まで
第2回			年月日	年月日から年月日まで
第8回			年月日	年月日から年月日まで

2 前項の分割代金を繰り上げて支払っても、利息は変更しないものとする。
3 買受人は、第1項の分割代金の利息の合計額を同項に定める納付期限までに納付しなかったときは、大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理事業保留地処分規則(平成元年奈良市規則第41号。以下「規則」という。)の定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき金額につき年10.75パーセントの割合で計算して得た金額を延滞金として売払人に納付しなければならない。この場合において、当該延滞金の額が100円未満であるとき又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てるものとする。
4 前条第1項の契約保証金は、売買代金及び利息(延滞金を含む。この項において同じ。)が完納になるときは、買受人の申出により、売買代金及び利息に充てることができる。

2 換地処分の公告の翌日以後において契約を締結する場合は、第8条第1項を次のとおりとする。

本件土地の所有権移転の時期は、売買代金が完納された日とする。

3 規則第27条の規定により連帯保証人を立てる場合は、第14条の次に次の1条を加え、本文中「2通」とあるのは「4通」とし、連帯保証人の記名押印を求める。

(連帯保証人)
第15条 買受人の連帯保証人は、本契約による買受人の売払人に対する債務について、買受人と連帯して履行の責めを負うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年8月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第488号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)及び同法第131条に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本)
- 送達を受けるべき者
省略

(平成30年8月17日揭示済)

奈良市告示第489号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年8月17日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円
 イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)
 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
 電話0742-34-1111代表
 (平成30年8月17日揭示済)

奈良市告示第490号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年8月20日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度	期別
平成28年度国民健康保険料督促状	第3月期
平成29(27)年度国民健康保険料督促状	第10月期
平成29(28)年度国民健康保険料督促状	第6・11月期
平成29年度国民健康保険料督促状	第6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月期
平成30(29)年度国民健康保険料督促状	第4月期

2 送達を受けるべき者

省略

(平成30年8月21日揭示済)

奈良市告示第492号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年8月21日

【居宅介護支援】

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年8月20日揭示済)

奈良市告示第491号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年8月21日

奈良市長 仲川元庸

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年8月21日揭示済)

奈良市告示第493号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号及び第85条第2号の規定により公示します。

平成30年8月22日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970107682	奈良市南登美ヶ丘15番1号	パナソニックエイジフリーケアセンター奈良登美ヶ丘・ケアマネジメント	大阪府門真市大字門真1048番地	パナソニックエイジフリー株式会社	5120001158234	平成30年7月31日
2970101750	奈良市六条西一丁目12番76号	なら福祉介護ネット	奈良市六条西一丁目12番76号	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	4150005001082	平成30年9月30日

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106163	奈良市富雄川西一丁目18番31号	だんらんの家富雄	大阪府八尾市東山本新町八丁目21-2	株式会社いきいきライフ	4122001024895	平成30年8月31日

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970101750	奈良市六条西一丁目12番76号	なら福祉介護ネット	奈良市六条西一丁目12番76号	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	4150005001082	平成30年9月30日

【通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970107328	奈良市西九条二丁目4番地の3	リールデイサービス西九条	奈良市大宮町六丁目1番地の8新大宮公健ビル6階	株式会社リールステージ	7150001008401	平成30年8月31日
2970106221	奈良市あやめ池南二丁目2番16号	あすならハイッあやめ池デイサービス	奈良県大和郡山市宮堂町青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	7150005002499	平成30年8月31日

(平成30年8月22日揭示済)

奈良市告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年4月26日 奈良市指令整開 第18A-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年8月23日 第1649号
公共施設 平成30年8月23日 第798号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市六条二丁目1017番及び1019番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市六条二丁目6番19号
井岡 和子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 付替里道
奈良市六条二丁目1019番1
 - (2) 下水道
奈良市六条二丁目1019番1

(平成30年8月23日揭示済)

奈良市告示第495号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年8月23日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年8月23日揭示済)

奈良市告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年8月24日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
登美ヶ丘中町線	奈良市学園南一丁目998番3地先から 奈良市学園南三丁目963番158地先まで	前	7.95~14.41	285.7	
		後	18.0~21.5	285.7	

(平成30年8月24日揭示済)

奈良市告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年8月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
西部第429号線	奈良市学園南三丁目1080番1地先から 奈良市学園中一丁目1270番1地先まで	前	5.83~7.30	42.0	
		後	7.70~11.28	42.0	

(平成30年8月24日揭示済)

奈良市告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年8月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
西部第429号線	奈良市学園南三丁目1080番1地先から	奈良市学園中一丁目1270番1地先まで	L = 42.0 W = 7.70~11.28	

(平成30年8月24日揭示済)

奈良市告示第499号

平成30年9月3日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成30年8月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成30年8月27日揭示済)

奈良市告示第500号

入江泰吉旧居の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成30年8月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市水門町49番2

入江泰吉旧居

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入江泰吉旧居の事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉旧居の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 入江泰吉旧居の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部 文化振興課
- (2) 申請期間
平成30年8月27日から平成30年9月26日まで
- (3) 提出書類
入江泰吉旧居指定管理者指定申請書に、次の書類を副えて提出してください。
ア 入江泰吉旧居指定管理者事業計画書
イ 入江泰吉旧居指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿
キ 団体及びその代表者が平成29年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續にかかる委任状

ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

その他の詳細は、入江泰吉旧居指定管理者募集要項によります。

6 問合せ先

奈良市市民活動部 文化振興課
電話 0742-34-4942

(平成30年8月27日揭示済)

奈良市告示第501号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年8月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年8月27日揭示済)

奈良市告示第502号

平成27年奈良市告示第210号（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定）の全部を次のように改正し、平成30年8月28日から施行します。

平成30年8月28日

奈良市長 仲川元庸

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定して告示します。

1 指定緊急避難場所

別紙のとおり

2 指定避難所

別紙のとおり

3 指定年月日

平成30年8月28日

指定緊急避難場所の指定（一 改正避難所）

Table with columns: 施設・場所名, 住所, 対象とする異常な現象の種類 (洪水, 崖崩れ, 土砂災害, 地震, 津波, 大規模な火災, 火災, 洪水, 高温, 火山現象), 指定避難所の種類 (1, 2), 想定被害人数. Rows list various schools and public buildings in Nara City.

柳生地味ふれあい会館	奈良県奈良市丹生町847番地	(土砂災害は除く)	90人(2m当たり)
(旧)大柳生幼稚園	奈良県奈良市忍海山町1303番地	(土砂災害は除く)	40人(2m当たり)
興東朝陽生中学校	奈良県奈良市大柳生町832番地		370人(2m当たり)
(旧)興東中学校	奈良県奈良市大柳生町4736番地		270人(2m当たり)
興東公民館	奈良県奈良市大柳生町3633番地		90人(2m当たり)
興東公民館大平尾分館	奈良県奈良市大平尾町471番地		40人(2m当たり)
興東小学校	奈良県奈良市須山町1424番地		300人(2m当たり)
興東公民館緑川分館	奈良県奈良市下緑川町3109番地の2		70人(2m当たり)
樟井小学校	奈良県奈良市樟井町25番地		370人(2m当たり)
中部公民館	奈良県奈良市上三条町23番地の4		40人(2m当たり)
済美小学校	奈良県奈良市西木上町15番地の2		400人(2m当たり)
春日中学校	奈良県奈良市西木上町167番地		550人(2m当たり)
春日公民館	奈良県奈良市南宮原町一丁目86番地の1		90人(2m当たり)
生涯学習センター	奈良県奈良市杉分町23番地		300人(2m当たり)
済美南小学校	奈良県奈良市南宮原町676番地		400人(2m当たり)
飛鳥小学校	奈良県奈良市紀寺町785番地		40人(2m当たり)
飛鳥中学校	奈良県奈良市高畑町1475番地の1		500人(2m当たり)
飛鳥公民館	奈良県奈良市紀寺町964番地		90人(2m当たり)
飯阪小学校	奈良県奈良市雑司町97番地		370人(2m当たり)
荻草公民館	奈良県奈良市川上町575番地		150人(2m当たり)
北人福祉文化センター	奈良県奈良市川上町4118番地の1		200人(2m当たり)
東之阪児童館	奈良県奈良市川上町461番地の1		200人(2m当たり)
飯阪北小学校	奈良県奈良市青山久丁目3番地の1		40人(2m当たり)
佐保小学校	奈良県奈良市法蓮町260番地の1		400人(2m当たり)
若草中学校	奈良県奈良市法蓮町1416番地の1		550人(2m当たり)
中人福祉文化センター	奈良県奈良市畑中町4番地の4		70人(2m当たり)
佐保川小学校	奈良県奈良市法蓮町229番地の1		470人(2m当たり)
一条高等学校	奈良県奈良市法蓮寺町1351番地		700人(2m当たり)
大宮小学校	奈良県奈良市大宮町四丁目223番地の1		280人(2m当たり)
三宮公民館	奈良県奈良市大宮町四丁目313番地の3		140人(2m当たり)
男女共同参画センター	奈良県奈良市西之原町12番地		90人(2m当たり)
大宮児童館	奈良県奈良市西之原町15番地の1		330人(2m当たり)
大安寺小学校	奈良県奈良市大安寺二丁目15番地の1		400人(2m当たり)
大安寺西小学校	奈良県奈良市大安寺西一丁目342番地		390人(2m当たり)
三笠中学校	奈良県奈良市三条川西町3番地の1		750人(2m当たり)
加茂センター	奈良県奈良市八条五丁目604番地の1		110人(2m当たり)
東市公民館	奈良県奈良市古市町268番地		390人(2m当たり)
東人福祉文化センター	奈良県奈良市古市町1226番地		270人(2m当たり)
(旧)樟井人権文化センター	奈良県奈良市樟井一丁目616番地の1		200人(2m当たり)
古市児童館	奈良県奈良市古市町1263番地		370人(2m当たり)
樟井児童館	奈良県奈良市樟井五丁目337番地の2		280人(2m当たり)
明治小学校	奈良県奈良市北条井町414番地		340人(2m当たり)

青山近隣公園	奈良県奈良市青山三丁目2番地	1	1	1	1	1	3,460人(2m当たり)
栢木公園	奈良県奈良市栢木町255番地の1	1	1	1	1	1	10,730人(2m当たり)
大源池公園	奈良県奈良市大源池町 外	1	1	1	1	1	4,870人(2m当たり)
登美ヶ丘近隣公園	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目1761番地の1	1	1	1	1	1	1,450人(2m当たり)
中登美ヶ丘近隣公園	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目6番地	1	1	1	1	1	4,210人(2m当たり)
平城第1号近隣公園	奈良県奈良市石京三丁目18番地	1	1	1	1	1	1,370人(2m当たり)
平城第2号公園	奈良県奈良市中登美ヶ丘二丁目12番地	1	1	1	1	1	12,400人(2m当たり)
平城第1号近隣公園	奈良県奈良市右京二丁目1番地	1	1	1	1	1	7,700人(2m当たり)
佐原山近隣公園	奈良県奈良市佐原台二丁目902番地の374	1	1	1	1	1	3,490人(2m当たり)
西大寺近隣公園	奈良県奈良市西大寺町一丁目72番地の5	1	1	1	1	1	2,960人(2m当たり)
古市公園	奈良県奈良市古市町98番地	1	1	1	1	1	4,000人(2m当たり)

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難場所との重複	想定収容人数
		洪水	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象		
奈良公園	奈良県奈良市登大塚町 外	1	1	1	1	1	1	1	43,290人(2m当たり)	
湖ノ池運動公園	奈良県奈良市法蓮佐原山四丁目5番1号	1	1	1	1	1	1	1	88,610人(2m当たり)	
平城宮跡	奈良県奈良市法蓮町 外	1	1	1	1	1	1	1	377,360人(2m当たり)	
奈良国際ゴルフ倶楽部	奈良県奈良市玉来五丁目 外	1	1	1	1	1	1	1	390,780人(2m当たり)	
飛鳥カンツリー倶楽部	奈良県奈良市二名七丁目 他	1	1	1	1	1	1	1	115,920人(2m当たり)	

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
田原小学校	奈良県奈良市積田町199番地の1	1	300人(2m当たり)
(旧)田原中学校	奈良県奈良市積田町295番地の1	1	350人(2m当たり)
田原公民館	奈良県奈良市若荷町1078番地の1	1	110人(2m当たり)
(旧)水脚小学校	奈良県奈良市水脚町450番地の2	1	200人(2m当たり)
柳生小学校	奈良県奈良市柳生町138番地	1	190人(2m当たり)
(旧)柳生中学校	奈良県奈良市柳生町212番地の2	1	350人(2m当たり)
柳生公民館色地分館	奈良県奈良市色地町451番地の4	1	30人 (2m当たり)
柳生公民館	奈良県奈良市柳生町340番地	1 (土砂災害は除く)	30人(2m当たり)

富雄中学校	奈良県奈良市三郷二丁目3番地の12	1	500人(2m当たり)
富雄第三小学校	奈良県奈良市常盤山南二丁目11番地の1	1	400人(2m当たり)
富雄第一小学校	奈良県奈良市中町4186番地	1	410人(2m当たり)
富雄第二小学校	奈良県奈良市藤ノ木合一丁目5番地の1	3	490人(2m当たり)
富雄南中学校	奈良県奈良市中町501番地の3	1	100人(2m当たり)
神功小学校	奈良県奈良市神功二丁目2番地	1	290人(2m当たり)
平城西中学校	奈良県奈良市神功二丁目1番地	1	550人(2m当たり)
平城西公民館	奈良県奈良市神功四丁目26番地	1	70人(2m当たり)
石京小学校	奈良県奈良市石京四丁目1番地の1	1	500人(2m当たり)
朱雀小学校	奈良県奈良市朱雀六丁目1番地	1	400人(2m当たり)
平城東中学校	奈良県奈良市朱雀六丁目9番地の1	1	550人(2m当たり)
平城東公民館	奈良県奈良市朱雀六丁目9番地の1	1	90人(2m当たり)
左京小学校	奈良県奈良市左京三丁目1番地の1	1	400人(2m当たり)
佐保各小学校	奈良県奈良市佐保三丁目902番地の341	1	400人(2m当たり)
月ヶ瀬小学校及び月ヶ瀬幼稚園	奈良県奈良市月ヶ瀬滝山251番地	1	400人(2m当たり)
月ヶ瀬公民館	奈良県奈良市月ヶ瀬滝山281番地	1	300人(2m当たり)
(旧)芝池小学校	奈良県奈良市御生町189番地	1	420人(2m当たり)
都祁中学校	奈良県奈良市都祁台石町974番地	1	410人(2m当たり)
都祁公民館	奈良県奈良市都祁2554番地	1	640人(2m当たり)
都祁小学校	奈良県奈良市都祁2191番地	1	90人(2m当たり)
(旧)比山小学校	奈良県奈良市都祁吐山町393番地	1	500人(2m当たり)
(旧)六郎小学校	奈良県奈良市針ヶ野町820番地	1	360人(2m当たり)

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	指定避難場所の指定(二次避難所)	想定収容人数
奈良女子大学附属中等教育学校	奈良県奈良市東町寺町一丁目60番1号			体育館 615人(2m当たり)
奈良教育大学(付属施設を含む)	奈良県奈良市高畑町			体育館 839人(2m当たり)
県立南高等学校	奈良県奈良市百善寺633番地			体育館 328人(2m当たり)
私立香取山小学(附属 elementary school)	奈良県奈良市学園南三丁目1番地の3			体育館 850人(2m当たり)
奈良市西部斎会館(市民ホール)	奈良県奈良市学園南三丁目1番地の5			体育館 300人(2m当たり)
近畿大学付属小学校	奈良県奈良市あゆめ池北一丁目33番地の3			体育館 417人(2m当たり)
奈良市北部会館	奈良県奈良市石京一丁目1番地の4			410人
奈良女子高等学校	奈良県奈良市三條堂前3番地の6			体育館(第一) 51人(2m当たり) 体育館(第二) 17人(2m当たり)
なほ100年会館	奈良県奈良市三条堂前7番地の1			2020人

都祁中学校	奈良県奈良市東町寺町198番地の1	1	680人(2m当たり)
阪市小学校	奈良県奈良市西九条町一丁目7番地の1	1	320人(2m当たり)
南入権文化センター	奈良県奈良市若町401番地の1	1	110人(2m当たり)
学務小学校	奈良県奈良市東園町9番地	1	240人(2m当たり)
南館公民館	奈良県奈良市山崎27番地の1	1	170人(2m当たり)
南館公民館精華分館	奈良県奈良市高畑町640番地の1	1	130人(2m当たり)
米谷町集会所	奈良県奈良市米谷町566番地の1	1	50人(2m当たり)
興隆寺公民館	奈良県奈良市興隆寺町356番地の2	1	20人(2m当たり)
中塚町公民館	奈良県奈良市中塚町1277番地	1	40人(2m当たり)
北極星児童会館	奈良県奈良市北極星町659番地	1	47人(2m当たり)
都祁小学校	奈良県奈良市西条大町五丁目5番地の1	1	400人(2m当たり)
都祁中学校	奈良県奈良市松木町13番地	1	540人(2m当たり)
都祁公民館	奈良県奈良市五条町204番地の1	1	100人(2m当たり)
平城小学校	奈良県奈良市秋篠町1394番地	1	370人(2m当たり)
平城中学校	奈良県奈良市秋篠町1333番地	1	450人(2m当たり)
平城公民館	奈良県奈良市秋篠町1468番地	1	100人(2m当たり)
伏見小学校	奈良県奈良市普賢町370番地	1	390人(2m当たり)
伏見中学校	奈良県奈良市普賢町二丁目13番地の4	1	550人(2m当たり)
伏見公民館	奈良県奈良市普賢町二丁目13番地の1	1	90人(2m当たり)
西大寺北小学校	奈良県奈良市西大寺森田町一丁目6番地の1	1	380人(2m当たり)
伏見南小学校	奈良県奈良市玉来五丁目2番地の1	1	490人(2m当たり)
京西中学校	奈良県奈良市平松四丁目8番地の1	1	540人(2m当たり)
久米小学校	奈良県奈良市六条二丁目14番地の1	1	330人(2m当たり)
京西公民館	奈良県奈良市六条西一丁目3番地の43の2	1	90人(2m当たり)
あやめ池小学校	奈良県奈良市あやめ池九丁目939番地の39	1	300人(2m当たり)
西館公民館	奈良県奈良市学園南三丁目1番地の5	1	340人(2m当たり)
平城西小学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘三丁目1093番地の1	1	490人(2m当たり)
登美ヶ丘中学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘三丁目1059番地の1	1	560人(2m当たり)
登美ヶ丘南公民館	奈良県奈良市中山町西二丁目921番地の1	1	80人(2m当たり)
園舞小学校	奈良県奈良市園舞町2番地の1	1	300人(2m当たり)
晋和小学校	奈良県奈良市晋和園町1番地の1	1	350人(2m当たり)
二名公民館	奈良県奈良市学園南四丁目1番地の1	1	170人(2m当たり)
東登美ヶ丘小学校	奈良県奈良市東登美ヶ丘四丁目21番地の33	1	360人(2m当たり)
登美ヶ丘北中学校	奈良県奈良市北登美ヶ丘一丁目1番地の1	1	490人(2m当たり)
登美ヶ丘小学校	奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目21番地の1	1	320人(2m当たり)
登美ヶ丘公民館	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81	1	140人(2m当たり)
二名小学校	奈良県奈良市二名一丁目3716番地の1	1	390人(2m当たり)
二名中学校	奈良県奈良市二名一丁目3667番地の2	1	540人(2m当たり)
豊雄北小学校	奈良県奈良市豊雄北一丁目13番地の6	1	420人(2m当たり)
鳥見小学校	奈良県奈良市鳥見町三丁目11番地の2	1	370人(2m当たり)
鳥見公民館	奈良県奈良市鳥見町二丁目6番地の1	1	150人(2m当たり)
三條小学校	奈良県奈良市西千代町五丁目20番地の9	1	370人(2m当たり)

奈良女子大学	奈良県奈良市北風原東町	体育館(第一) 66人(2m当たり1人) 人数(第二) 94人(2m当たり1人)	
奈良教育大学附属中学校	奈良県奈良市法蓮町2058番地の2	体育館 394人(2m当たり1人)	
私立奈良育英学園(付属施設を営む)	奈良県奈良市法蓮町1000番地	体育館 1229人(2m当たり1人)	
奈良国立大学	奈良県奈良市船場町10番地	体育館 451人(2m当たり1人)	
県立平城高等学校	奈良県奈良市朱雀二丁目11番地	体育館 700人(2m当たり1人)	
奈良女子大学附属小学校	奈良県奈良市百歳園一丁目7番地の28	体育館 309人(2m当たり1人)	
なす びち センター	奈良県奈良市東寺林町38番地	440人	
奈良保健短期大学	奈良県奈良市鹿野町806番地	体育館 786人(2m当たり1人)	
私立奈良育英西中学高等学校	奈良県奈良市三枝四丁目637番地の1	体育館 717人(2m当たり1人)	
私立常葉山大学(厚生助キョウハク)(付属施設を営む)	奈良県奈良市常盤山七丁目1番地の1	体育館 560人(2m当たり1人)	
近畿大学農学部	奈良県奈良市中畑町3327番地の204	体育館 560人(2m当たり1人) 旧体育館 7,590人(2m当たり1人)	
県立奈良西養護学校	奈良県奈良市常盤山西二丁目1番地の1号	体育館 555人(2m当たり1人)	
奈良女子短大(付属施設を営む)	奈良県奈良市中養老五丁目15番地の1	アリーナ 645人(2m当たり1人) 体育館 560人(2m当たり1人)	
県立養老ヶ丘高等学校	奈良県奈良市二名町1944番地の12	体育館 565人(2m当たり1人)	
県立山辺高等学校	奈良県奈良市都祁支田町937番地	体育館 450人(2m当たり1人)	
東本学園高等学校(付属施設を営む)	奈良県奈良市山崎町1375番地	450人(2m当たり1人) 体育館	
私立奈良大学	奈良県奈良市山崎町1500番地	体育館 720人(2m当たり1人)	
私立奈良大学附属高等学校	奈良県奈良市秋津町50番地	体育館 649人(2m当たり1人)	
関西文化芸術学園	奈良県奈良市山崎町1179番地	体育館 104人(2m当たり1人)	
県立奈良養護学校	奈良県奈良市七条町135番地	体育館 309人(2m当たり1人)	
県立奈良朱雀高等学校	奈良県奈良市柏木町248番地	体育館 650人(2m当たり1人)	
県立奈良東養護学校	奈良県奈良市七条二丁目670番地	西/京校舎アリーナ 235人(2m当たり1人) 体育館アリーナ 221人(2m当たり1人)	
県立西の京高等学校	奈良県奈良市六条西三丁目24番地の1	体育館 780人(2m当たり1人)	

(平成30年8月28日揭示済)

奈良市告示第503号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年8月28日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年2月8日 奈良市指令整開 第17A-46号
平成30年7月2日 奈良市指令整開 第17A-46-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年8月28日 第1650号
公共施設 平成30年8月28日 第799号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園大和町五丁目724番1、724番2及び724番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市平松五丁目30番3-1号
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
奈良市藤ノ木台四丁目6番20号
株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀
- 公共施設の種類、位置及び区域

- 道路
奈良市学園大和町五丁目724番2の一部
- 歩行者道路
奈良市学園大和町五丁目724番1、724番2の一部及び724番3の一部
- 調整池
奈良市学園大和町五丁目724番2の一部
(平成30年8月28日揭示済)

奈良市告示第504号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年8月29日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年10月25日 奈良市指令整開 第16A-24号
平成29年10月16日 奈良市指令整開 第16A-24-1号
平成30年5月14日 奈良市指令整開 第16A-24-2号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年8月29日 第1651号
公共施設 平成30年8月29日 第800号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市富雄元町三丁目2066番1、2066番4の一部、
2066番25の一部、2066番26及び2473番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区西本町一丁目4番1号
株式会社クリアジャパン 代表取締役 宮崎 勲
- 5 公共施設の種類の、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市富雄元町三丁目2066番1の一部
 - (2) 下水道

奈良市富雄元町三丁目2066番1の一部
(平成30年8月29日揭示済)

奈良市告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年8月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大西 奉		あんま	平成30年8月1日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成30年8月30日揭示済)

奈良市告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年8月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
井岡 久展		はり・きゅう	平成30年2月25日
山本鍼灸院	奈良県奈良市芝辻町11-43 シティーホームズ奈良111号		

(平成30年8月30日揭示済)

奈良市告示第507号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成30年12月2日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。
平成30年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

(平成30年8月31日揭示済)

奈良市告示第508号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成30年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 歴史的風致形成建造物の指定番号
第8号
- 2 歴史的風致形成建造物の指定年月日
平成30年8月30日
- 3 歴史的風致形成建造物の名称

満月

4 歴史的風致形成建造物の概要

主屋（木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺）
土地（奈良市高御門町13番地2）

5 歴史的風致形成建造物の所在地

奈良市高御門町13番地2

(平成30年8月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年8月31日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	道 端 孝 治
同	三 橋 和 史

給排水課

監査結果公表日 平成30年4月2日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成30年8月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>汚水桝及び取付管工事の関係書類を査閲した22件のうち2件において、施工業者から提出された工事写真からは交通誘導員の実働が確認できず、発注した工事について、実施設計書どおりに安全対策が講じられたか判断できなかつた。</p> <p>工事の完了報告について、発注内容の履行が確認できる写真を添付させるよう施工業者を指導するとともに、適正に検収されたい。</p>	<p>平成30年度から、汚水桝及び取付管工事について、交通誘導員が必要な工事においては、工事施工業者が安全対策を講じたことの確認のため、工事完了報告について、現場写真や警備報告書等の添付を徹底するよう指導するとともに、適正な検収を行うよう改めました。</p>

(平成30年8月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第47号

平成26年奈良市企業局告示第3号（奈良市水道事業及び

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
大島工房	大島 康男	大阪府堺市南区豊田561番地	平成30年8月17日

(平成30年8月24日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年8月31日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市阪原町25番地の1
奈良市青少年野外活動センター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市青少年野外活動センターの事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成30年8月21日から施行する。

平成30年8月20日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第2項中「株式会社 中京銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社」を「株式会社

中京銀行」に改める。

(平成30年8月20日揭示済)

奈良市企業局告示第48号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年8月24日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

- 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課
- (2) 申請期間
平成30年8月31日から平成30年9月28日まで
 - (3) 提出書類
奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書
イ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者事業計画書
ウ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者収支予算書
エ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
オ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
キ 団体の役員名簿
ク 団体が平成29年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ケ 団体の代表者が平成29年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
コ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団及び暴力団

関係者を再委託先としない旨の誓約書

サ 事業企画書

シ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市青少年野外活動センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課
電話0742-34-5471

(平成30年8月31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により平成30年9月1日現在の選挙人名簿の登録日を平成30年9月3日に定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定に基づき告示します。

平成30年8月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

(平成30年8月21日揭示済)